電気通信事業者が利用者	当該電気通信事業者	届出媒介等業務受託者（委託電気通信事業者が先行同型機種を利用者から譲り受ける場合には、当該委託電気通信事業者）が利用者
第二十二条の二の十六第一項第二号イ(1)	第二十二条の二の十六第二項	当該届出媒介等業務受託者（当該対象設備が委託電気通信事業者から調達したものである場合には、当該委託電気通信事業者。以下このイにおいて同じ。）
	一　電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格 イ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合　当該複数の価格のうち最も高い価格 ロ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合　当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信	一　届出媒介等業務受託者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格 イ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合　当該複数の価格のうち最も高い価格 ロ　当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める価格 (1)　当該対象設備が委託電気通信事業者から調達したものである場合　当該一の価格と第二十二条の二の十六第二項第一号に掲げる価格のいずれか高い価格